

第 1 回
湧別町庁舎等検討委員会（基本計画）議案

日 時 令和 6 年 1 月 1 0 日（水）

午後 3 時 0 0 分

場 所 上湧別コミュニティセンター 2 階大会議室

会 議 次 第

※ 委員委嘱状交付

1 開 会

町長あいさつ

委員自己紹介

職員自己紹介

2 委員長及び副委員長の選任

委員長あいさつ

〔 町長より委員長へ諮問書提出 〕

3 議 題（資料説明）

4 そ の 他

5 閉 会

庁舎等検討委員会（基本計画）委員名簿

任期 令和6年1月10日から答申終了の日

（敬称略）

住 所	氏 名	住 所	氏 名
上湧別屯田市街地	たかはし なおし 高橋 直司	中湧別中町	しばた ひろゆき 柴田 洋幸
緑 町	いわさ まさひろ 岩佐 雅弘	上湧別屯田市街地	きたむら しげる 北村 茂
南兵村三区	やまき たけのり 八巻 武則	上湧別屯田市街地	しのだ さとる 篠田 悟
芭 露	きくち あつし 菊地 厚	北兵村二区	みやざわ みち 宮澤 道
栄 町	もり よしふみ 森 義文	東	かどや まさのり 角矢 賢矩

1 開 会

2 委員長及び副委員長の選任について

委員長 _____

副委員長 _____

3 議 題

① 湧別町庁舎等集約化基本構想の説明

4 その他

次回会議日程について

令和6年 月 日（ ） 午前・午後 時 分～

1. はじめに

湧別町は平成 21 年に旧上湧別町と旧湧別町の合併後、「本庁・総合支所方式」をとってきましたが、効率的な行政運営のため、平成 28 年より上湧別庁舎と湧別庁舎の「分庁舎方式」を採用しています。

現庁舎は、部署や執行機関が 2 つの庁舎と教育委員会に分散しているため、庁舎間の移動が必要であるだけでなく、複数の庁舎があることによる維持管理費の増加、指揮系統の複雑化による業務の非効率、防災拠点としての機能不足、施設の老朽化、障がいをお持ちの方をはじめ誰でも利用しやすい施設となる機能を備えていないなど、課題が散見しています。

そのため新庁舎には、これからの湧別町のまちづくりの中心となり、行政サービスのあり方の変化や多様化するライフスタイルなど、時代の移り変わりに柔軟に対応できる、まちの中心拠点としての機能が求められます。

2. 現庁舎の現状と課題

【現庁舎の抱える課題】

- (1)分庁舎方式による利用者の不便さ
- (2)行政業務の非効率
- (3)防災拠点としての機能不足
- (4)施設の老朽化
- (5)維持管理費の増加
- (6)耐震性の不足（湧別庁舎）
- (7)バリアフリーとユニバーサルデザイン
- (8)高度化するデジタル技術への対応
- (9)環境・景観への配慮

3. 新庁舎のあり方

【基本方針】

- (1)集約化による町民サービスの向上につながる庁舎
- (2)誰もが快適で使いやすい庁舎
- (3)防災の拠点となる安心安全の庁舎
- (4)省エネルギー・環境負荷低減を考慮した庁舎
- (5)経済的で合理的な永く使える庁舎

4. 新庁舎整備に必要な機能

現庁舎の運用を考慮したうえで、他の自治体庁舎などにおける最新事例も踏まえ、新庁舎に必要な機能を整理します。

(1)集約化による町民サービスの向上につながる庁舎

- ①集約化、効率化した来庁者窓口サービス
- ②ワンストップサービス
- ③集約された執務空間
- ④手続きのオンライン化、遠隔化

(2)誰もが快適で使いやすい庁舎

- ①ユニバーサルデザイン(※1)
- ②効率的な執務空間
- ③多目的スペースの設置

(3)防災の拠点となる安心安全の庁舎

- ①災害時の事業継続性
- ②防災拠点としてふさわしい構造
- ③災害対策本部室の設置

(4)省エネルギー・環境負荷低減を考慮した庁舎

- ①カーボンニュートラル(※2)
- ②ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）(※3)化
- ③効率的な維持管理とライフサイクルコストの低減

(5)経済的で合理的な永く使える庁舎

- ①DX（デジタルトランスフォーメーション）(※4)の推進
- ②柔軟性・可変性を備えた計画
- ③維持管理の容易な計画
- ④湧別町らしさを感じさせる庁舎

※1 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう製品、建物、空間をデザインすること。

※2 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

※3 先進的な建築設計による技術で、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

※4 デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変化させること。

5. 新庁舎整備の比較

新庁舎を整備するにあたり、新庁舎面積を行政機能部分 4,500 m²、保健福祉センター700 m²の計 5,200 m²程度とし、5つの候補地について比較検討を行ったうえで、検討委員会において協議し、最終的な整備方法を決定します。

新庁舎等候補地は、町の中核機能を担うことから立地条件だけでなく、多方面から検討・評価する必要があります。

候補地	敷地面積	既存施設 竣工年
庁舎新築	敷地未定	—
上湧別庁舎改修	13,014 m ²	昭和 62(1987)年
湧別庁舎改修	15,521 m ²	湧別庁舎：昭和 53(1978)年 第 2 庁舎：昭和 48(1973)年 保健福祉センター：平成 10 (1998) 年
文化センターTOM 改修	15,535 m ²	平成 4(1992)年
中湧別小学校改修	32,234 m ²	昭和 52(1977)年

6. 検討委員会からの答申

①庁舎の方式

現在の分庁舎方式により分散している職員を集約し、行政の効率化の観点からも「**本庁・支所方式**」が望ましい。

②庁舎集約化の方法

北海道胆振東部地震を契機に、行政機能を維持しつつ防災拠点となりうる役場庁舎が求められ、また、新型コロナウイルス感染症に起因する行政のデジタル化に対応するため、さらには、庁舎整備に対する財政支援があるうちに、津波による災害リスクがなく地理的にも本町の中心に位置する「**中湧別地区に庁舎を新築整備**」すること、その場合、既存の芭露出張所の存置はもちろんでありますが、現庁舎が所在する上湧別地区及び湧別地区に、窓口業務を担う出張所を設置することが望ましい。なお、建設候補地については具体的な特定はいたしません。委員会の意見として、庁舎、付随施設及び駐車場等が一体的に整備でき、さらに、災害等の有事の際に活用できる土地が十分確保可能である、上湧別地区義務教育学校の開校に伴い閉校となる中湧別小学校跡地、または、近隣に文化センターTOM、病院、金融機関等があり、庁舎を含めた各施設が集約される老人憩いの家を含む周辺の町有地に建設を望むものです。

7. 新庁舎の位置

【選定の理由】

検討委員会からの答申結果を重く受け止め、庁舎集約化の方向性を検討した結果、新庁舎の位置を「**中湧別小学校跡地**」とすることが最適であると判断しました。

①町民の利便性が高い**中湧別地区**であること。

②本町では、2050(令和32)年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の令和6年度宣言に向けて、**脱炭素の取り組みを進めること**としていることから、**庁舎整備するにあたっては、太陽光パネルの設置を検討**しております。

中湧別小学校跡地は、敷地が広く、そのための用地が十分に確保できること、さらに、公用車の車庫などの付随施設、駐車場等も一体的に整備可能な十分な用地が確保できること。

③防災機能を有する庁舎を整備する必要があるが、**閉校後の校舎を有効活用することとし、防災機能の一部（会議室、避難所など）を分散配置することによって、新築部分の面積を圧縮し、整備に係る費用を削減**できること。

④閉校後の**校舎を有効活用するため、保健福祉センターを既存の校舎に配置**する。それによって、新築部分の面積を圧縮し、整備に係る費用を削減できること。

⑤現在進行中の公共施設再配置実行計画を考慮した他の公共施設の統廃合も視野に入れながら、**児童センター、公設塾、eスポーツスタジアム、木工・陶芸などのサークル活動拠点や子どもが体験しながら遊べるスペース等として、閉校後の既存校舎を有効活用**できること。

これらの理由により、「**中湧別小学校跡地**」に**保健福祉、育児支援、湧別高校生の活動支援、社会教育機能などを兼ね備えた「複合型防災拠点庁舎」として集約**することとします。

なお、住民サービスを維持するため、**既存の芭露出張所の存置とともに、現庁舎が所在する上湧別地区及び湧別地区に、窓口業務を担う出張所を設置**します。

また、新庁舎は多くの町民等が利用しやすい必要があることから、庁舎へのアクセスを考慮し公共交通機関である町営バスのルート、発着場所の見直しを図ります。

8. 新庁舎の規模・概算工事費

国土交通省（新営一般庁舎面積算定基準）による算定を基に

想定必要延べ床面積を**3,500㎡**とします。

※保健福祉センターとして検討していた700㎡は、既存校舎を改修し配置します。

区分	延床面積(㎡)	概算工事費(円)
新築工事	3,500	2,565,750,000(733,071)
改修工事(既存校舎)	3,200	1,421,750,000(444,297)
合計(共通費25%・税込)		3,987,500,000

※他の市町村の先行事例の㎡単価を参考に、概算工事費を算出しています。

※既存中湧別小学校の改修規模によって、改修工事費が変動します。

9. 財源見込み

庁舎整備に係る財源は、時間的制約があるものの合併推進債(充当率90%、交付税参入40%)、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税参入70%)のほか過疎対策事業債(充当率100%、交付税参入70%)などの有利な財源を活用するほか、国などの補助金等で活用可能な財源の情報収集を行い、財政負担ができる限り少なくなるよう努めてまいります。

10. 今後の進め方

令和5年度より、新庁舎整備基本計画、基本設計、実施設計の策定に順次着手します。合併推進債の利用のため令和6年度末までの実施設計契約を目標として、新庁舎整備に向けた取り組みを進めます。工事期間は、1年6か月から2年を見込んでいます。

